

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人高知大学(法人番号 7490005001707)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

高知大学の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、常勤職員数(当該法人約1,900人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、以下の法人等を参考とした。

- (1) 国立大学法人香川大学…当該法人は、同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施している(常勤職員数約2,000人)。公表資料によれば、平成27年度の長の年間報酬額は16,079千円であり、平成28年度の役員報酬規則に記載された本給額等を勘案すると、16,265千円と推定される。同様の考え方により、理事については13,036千円、監事については11,900千円と推定される。
- (2) 事務次官年間報酬額…22,977千円

② 平成28年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

高知大学では、平成16年より期末特別手当において、その者の職務実績に応じて100分の10の範囲内で長が定める割合を乗じて得た額を増額し、又は減額した額とすることができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成28年度における改定内容

法人の長

法人の長の報酬は、月額及び期末特別手当から構成されている。

月額については、国立大学法人高知大学役員報酬規則に則り、本給(965,000円)に地域手当、広域異動手当、通勤手当及び単身赴任手当を加算して算出している。地域手当、広域異動手当、通勤手当及び単身赴任手当については、国立大学法人高知大学職員給与規則に基づく職員に支給する同手当の例に準じて支給している。

期末特別手当については、国立大学法人高知大学役員報酬規則に則り、期末特別手当基礎額(本給+地域手当+広域異動手当+(本給+地域手当+広域異動手当)×100分の20+本給×100分の25)に、6月に支給する場合においては100分の152.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。また、この期末特別手当については、その者の職務実績に応じて100分の10の範囲内で長が定める割合を乗じて得た額を増額し、又は減額した額とすることとしている。

なお、平成28年度では、期末特別手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年間支給月数を3.2月分から3.25月分に改定した。

理事

理事の報酬は、月額及び期末特別手当から構成されている。

月額については、国立大学法人高知大学役員報酬規則に則り、本給(635,000円～761,000円)に地域手当、広域異動手当、通勤手当及び単身赴任手当を加算して算出している。地域手当、広域異動手当、通勤手当及び単身赴任手当については、国立大学法人高知大学職員給与規則に基づく職員に支給する同手当の例に準じて支給している。

期末特別手当については、国立大学法人高知大学役員報酬規則に則り、期末特別手当基礎額(本給+地域手当+広域異動手当+(本給+地域手当+広域異動手当)×100分の20+本給×100分の25)に、6月に支給する場合においては100分の152.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。また、この期末特別手当については、その者の職務実績に応じて100分の10の範囲内で長が定める割合を乗じて得た額を増額し、又は減額した額とすることとしている。

なお、平成28年度では、期末特別手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年間支給月数を3.2月分から3.25月分に改定した。

理事(非常勤)

理事(非常勤)の報酬は、国立大学法人高知大学役員報酬規則に則り、非常勤役員手当(月額 108,600円)を支給している。

なお、平成28年度は、理事(非常勤)に係る報酬基準の改定は実施しなかった。

監事

監事の報酬は、月額及び期末特別手当から構成されている。

月額については、国立大学法人高知大学役員報酬規則に則り、本給(635,000円)に地域手当、広域異動手当、通勤手当及び単身赴任手当を加算して算出している。地域手当、広域異動手当、通勤手当及び単身赴任手当については、国立大学法人高知大学職員給与規則に基づく職員に支給する同手当の例に準じて支給している。

期末特別手当については、国立大学法人高知大学役員報酬規則に則り、期末特別手当基礎額(本給+地域手当+広域異動手当+(本給+地域手当+広域異動手当)×100分の20+本給×100分の25)に、6月に支給する場合においては100分の152.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。また、この期末特別手当については、その者の職務実績に応じて100分の10の範囲内で長が定める割合を乗じて得た額を増額し、又は減額した額とすることとしている。

なお、平成28年度では、期末特別手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年間支給月数を3.2月分から3.25月分に改定した。

監事(非常勤)

監事(非常勤)の報酬は、国立大学法人高知大学役員報酬規則に則り、非常勤役員手当(月額 108,600円)を支給している。

なお、平成28年度は、監事(非常勤)に係る報酬基準の改定は実施しなかった。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成28年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 16,340	千円 11,580	千円 4,760	千円			
A理事	千円 13,063	千円 9,132	千円 3,776	千円 154 (通勤手当)			
B理事	千円 12,768	千円 9,132	千円 3,586	千円 50 (通勤手当) 840 (単身赴任手当)	4月1日		
C理事	千円 13,608	千円 9,132	千円 3,586	千円 50 (通勤手当) 840 (単身赴任手当)	4月1日		
D理事	千円 12,236	千円 7,591	千円 3,288	千円 61 (通勤手当) 455 (広域異動手当) 840 (単身赴任手当)		3月31日	◇
E理事 (非常勤)	千円 1,353	千円 1,303	千円 0	千円 50 (通勤手当)	4月1日		
A監事	千円 10,821	千円 7,620	千円 3,151	千円 50 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,303	千円 1,303	千円 0	千円 0			

注1:「広域異動手当」とは、就任直前に遠隔地に在勤していた役員に、異動の距離区分に応じて支給しているものである。

注2:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注3:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引続き当該独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

高知大学は、本学が理念としている「教育基本法の精神に則り、国民的合意の下に、地域社会及び国際社会に貢献しうる人材育成と学問、研究の充実・発展の推進」に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としている。また、四国山地から南海トラフに至るまでの地球環境を眼下に收め、「地域から世界へ、世界から地域へ」を標語に、現場主義の精神に立脚し、地域との協働を基盤とした、人と環境が調和のとれた安全・安心で持続可能な社会の構築を志向する総合大学として教育研究活動を展開し、教育では、総合的教養教育を基盤とし、「地域協働」による教育の深化を通して課題解決能力のある専門職業人を養成、研究では、黒潮圏にある豊かな地域特性を生かした多様な学術研究を展開し、もって世界と地域を往還する教育・研究の成果を発信し、地域社会・国際社会の発展に寄与することを学長のリーダーシップの下で推進している。

こうした中で、高知大学の学長は、職員数約1,900人（常勤のみ）の法人の代表として、その業務を總理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬32,765千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額22,977千円と比べてもそれ以下となっている。

高知大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言える。また、学長の報酬月額は、他の中国・四国地区国立大学法人の長の報酬水準と同水準又はそれ以下となっている。

こうした職務内容の特性や他の中国・四国地区国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

高知大学の理事は、総務・国際・地域、教育・附属学校園、研究・医療及び財務・労務に関する業務をそれぞれ担当し、当該業務について学長を補佐して本法人の業務を掌理している。

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬32,765千円と比較した場合、それ以下であり、また、他の中国・四国地区国立大学法人の理事の報酬水準と同水準又はそれ以下となっており、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

高知大学の理事(非常勤)は、男女共同参画に関する業務を担当し、当該業務について学長を補佐して本法人の業務を掌理している。

理事(非常勤)の年間報酬額は、他の中国・四国地区国立大学法人の理事(非常勤)の報酬水準と同水準又はそれ以下となっており、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

高知大学の監事は、本法人の業務を監査し、本法人と学長又は理事との利益が相反する事項については、監事が本法人を代表する立場にある。

監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬32,765千円と比較した場合、それ以下であり、また、他の中国・四国地区国立大学法人の監事の報酬水準と同水準又はそれ以下となっており、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

高知大学の監事(非常勤)は、本法人の業務を監査し、本法人と学長又は理事との利益が相反する事項については、監事が本法人を代表する立場にある。

監事(非常勤)の年間報酬額は、他の中国・四国地区国立大学法人の監事(非常勤)の報酬水準と同水準又はそれ以下となっており、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考える。

4 役員の退職手当の支給状況(平成28年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年 月			
理事	千円 該当者なし	年 月			
理事 (非常勤)	千円 該当者なし	年 月			
監事	千円 該当者なし	年 月			
監事 (非常勤)	千円 該当者なし	年 月			

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	該当者なし
理事 (非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事 (非常勤)	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

高知大学では、平成16年より期末特別手当において、その者の職務実績に応じて100分の10の範囲内で長が定める割合を乗じて得た額を増額し、又は減額した額とすることができるとしており、今後も継続して実施する。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

高知大学職員の給与水準を検討するにあたっては、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、平成28年職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別（企業規模500人以上）・職種別平均支給額を参考にして、社会一般の情勢に適合した給与水準とすることにしている。

- (1) 国立大学法人香川大学…当該法人は、同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施しており、法人規模についても同等（常勤職員数約2,000人）となっている。
- (2) 国家公務員…平成28年度において、国家公務員のうち行政職俸給表（一）の平均給与月額は410,984円となっており、全職員の平均給与月額は417,394円となっている。
- (3) 職種別民間給与実態調査において、当該法人と同等の規模や職種（新卒事務員）の大学卒の4月の平均支給額は200,417円となっている。

さらに、予算配分上的人件費は、平成28年度雇用計画に基づき算定した所要見込額から執行段階で発生する欠員補充の遅れ等による差額見込額を控除するとともに、大学教員の定年年齢の見直しに伴う再雇用教員への経過措置に要する見込額を加算した額を上限としている。なお、本学は、国家公務員に準じた人件費改革を平成18年度以降実施しており、平成28年度雇用計画においてもそれを考慮したものとなっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

高知大学では、昇給、昇格及び賞与（期末手当及び勤勉手当）のうち勤勉手当に人事評価制度に基づく評価結果を反映させている。また、月給制に比べて評価結果をより給与に反映させる仕組みとして平成26年度に導入した年俸制を適用する大学教員については、本給の改定及び業績給に人事評価制度に基づく評価結果を反映させている。

③ 給与制度の内容及び平成28年度における主な改定内容

国立大学法人高知大学職員給与規則に則り、本給、諸手当（本給の調整額、管理職手当、教職調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び職務付加手当）及び賞与（期末手当及び勤勉手当）としている。

賞与のうち期末手当については、期末手当基礎額（本給+本給の調整額+教職調整額+扶養手当+地域手当（管理職手当は算定の基礎としない）+広域異動手当（管理職手当は算定の基礎としない）+役職段階別加算額+管理職加算額）に6月に支給する場合においては100分の122.5（一般職本給表（一）7級以上の者は100分の102.5）、12月に支給する場合においては100分の137.5（一般職本給表（一）7級以上の者は100分の117.5）を乗じ、さら基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。勤勉手当については、勤勉手当基礎額（本給+本給の調整額+教職調整額+地域手当（管理職手当及び扶養手当は算定の基礎としない）+広域異動手当（管理職手当及び扶養手当は算定の基礎としない）+役職段階別加算額+管理職加算額）に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じた割合を乗じ、さらに勤勉手当支給額決定基準に定める割合を乗じて得た額としている。

なお、平成28年度における給与制度の主な改正点は次のとおりである。

① 本給

一般職本給表（一）は平均0.2%引き上げ、その際、1級の初任給を1,500円引き上げ、若年層は同程度、その他についても400円の引き上げを基本に改定し、その他の本給表についても一般職本給表（一）との均衡を考慮して改定した。

② 初任給、昇格、昇給等の基準

本給の改定に伴い、職員を昇格させる際に適用する昇格時号俸対応表の昇格後の号俸を改定した。

③ 管理職手当

本給の改定に伴い、8級・1種に係る管理職手当額を116,800円から116,900円に引き上げた。

- ④ 初任給調整手当
医療職本給表(一)の改定状況を勘案し、支給月額の限度を50,500円から50,600円に引き上げた。これに伴い、各期間の支給月額についても引き上げた。
- ⑤ 地域手当
支給割合を1~2%引き上げた。
- ⑥ 広域異動手当
異動前後の事業場間の距離区分に応じて、300km以上は8%から10%に、60km以上300km未満は現行の4%から5%に引き上げた。
- ⑦ 単身赴任手当
基礎額を26,000円から30,000円に引き上げ、加算額についても、遠距離異動に伴う経済的負担の実情等を踏まえ、交通距離の区分に応じて6,000円~58,000円を8,000円~70,000円に引き上げた。
- ⑧ 賞与(期末手当及び勤勉手当)
勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げ、賞与の年間支給月数を4.2月分から4.3月分に改定した。
- ⑨ 診療貢献手当
各年3月1日に高知大学に在職する職員のうち、医学部附属病院において、医師又は歯科医師として診療又は病理診断に従事した者に対して、毎年度1月末における医学部附属病院の年度収支見込のうち剰余金の見込額に応じて、診療科長等の届出に基づき、支給対象者の当該年度の診療又は病理診断に従事した在職期間(月数)及び診療又は病理診断に従事することとされた週当たりの時間数に応じて支給する手当を新設した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当	千円	
常勤職員	人 1393	歳 44.6	千円 6,321	千円 4,634	千円 58	千円 1,687
事務・技術	人 275	歳 45.6	千円 5,538	千円 4,073	千円 63	千円 1,465
教育職種 (大学教員)	人 514	歳 49.8	千円 8,236	千円 5,986	千円 59	千円 2,250
医療職種 (病院看護師)	人 406	歳 38.4	千円 4,764	千円 3,531	千円 57	千円 1,233
技能・労務職種	人 17	歳 46.4	千円 4,634	千円 3,442	千円 57	千円 1,192
教育職種 (附属高校教員)	人 23	歳 47.6	千円 7,565	千円 5,606	千円 45	千円 1,959
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 51	歳 44.2	千円 6,665	千円 4,934	千円 56	千円 1,731
医療職種 (病院医療技術職員)	人 104	歳 39.8	千円 4,886	千円 3,603	千円 54	千円 1,283
その他医療職種 (医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「教育職種(附属高校教員)」は特別支援学校教員を示す。

注3: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には附属幼稚園教員を含む。

注4: 「医療職種(病院医師)」については、該当者がないため記載を省略。

注5: 「その他医療職種(医療技術職員)」及び「その他医療職種(看護師)」については、該当者が2人以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員(年俸制)	人	歳 23	千円 7,578	千円 5,711	千円 46	千円 1,867
教育職種 (大学教員)	人	歳 23	千円 7,578	千円 5,711	千円 46	千円 1,867

注: 常勤職員については、在外職員及び再任用職員を除く。

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
任期付職員	人	歳 49	千円 6,148	千円 6,148	千円 63	千円 0
事務・技術	人	歳 4	千円 3,494	千円 3,494	千円 42	千円 0
教育職種 (大学教員)	人	歳 43	千円 6,483	千円 6,483	千円 66	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人	歳 2	千円	千円	千円	千円

注1: 「医療職種(病院医師)」については、該当者がないため記載を省略。

注2: 「医療職種(病院看護師)」については、該当者が2人のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
再任用職員	人	歳 23	千円 2,945	千円 2,692	千円 77	千円 253
事務・技術	人	歳 11	千円 2,106	千円 2,106	千円 66	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人	歳 1	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳 2	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人	歳 3	千円 2,137	千円 2,137	千円 97	千円 0
教育職種 (附属高校教員)	人	歳 2	千円	千円	千円	千円
その他 (事務・技術)	人	歳 4	千円 3,141	千円 2,634	千円 61	千円 507

注1: 「医療職種(病院医師)」については、該当者がないため記載を省略。

注2: 「教育職種(附属高校教員)」は特別支援学校教員を示す。

注3: 「医療職種(病院看護師)」及び「教育職種(大学教員)」及び「教育職種(附属高校教員)」については該当者が2人以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4: 「その他(事務・技術)」は賞与を支給する職員である。

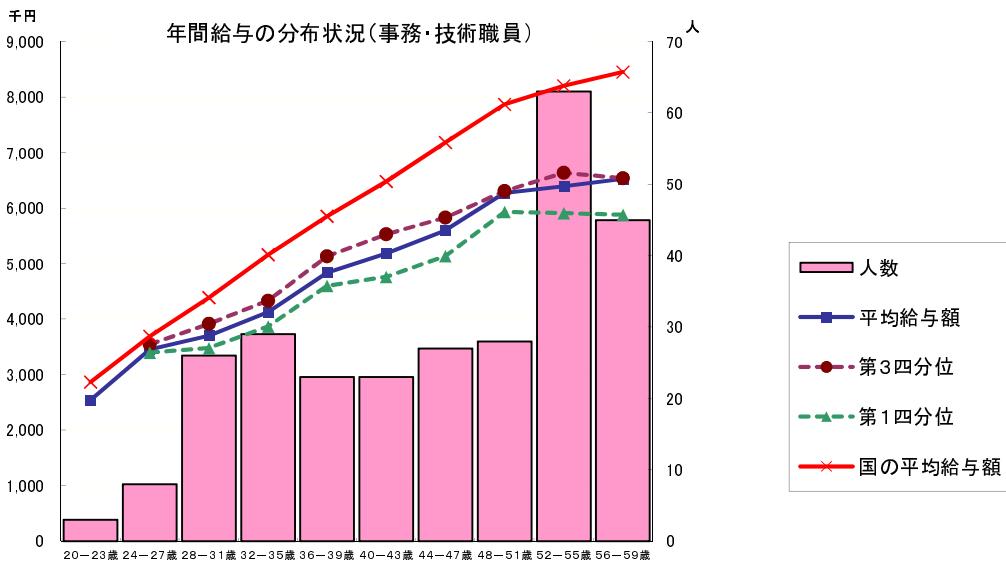
区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	うち通勤手当
非常勤職員	人 216	歳 40.9	千円 3,498	千円 2,682	千円 61	千円 816
事務・技術	人 80	歳 42.3	千円 3,142	千円 2,331	千円 75	千円 811
教育職種 (大学教員)	人 4	歳 37.5	千円 4,096	千円 3,007	千円 103	千円 1,089
医療職種 (病院医師)	人 37	歳 31.8	千円 2,749	千円 2,609	千円 33	千円 140
医療職種 (病院看護師)	人 55	歳 51.2	千円 4,488	千円 3,295	千円 63	千円 1,193
技能・労務職種	人 7	歳 42.2	千円 3,337	千円 2,468	千円 51	千円 869
医療職種 (病院医療技術職員)	人 32	歳 30.3	千円 3,514	千円 2,599	千円 51	千円 915
その他医療職種 (医療技術職員)	人 1	歳 	千円 	千円 	千円 	千円

注:「その他医療職種(医療技術職員)」については該当者が1人のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

《在外職員について》

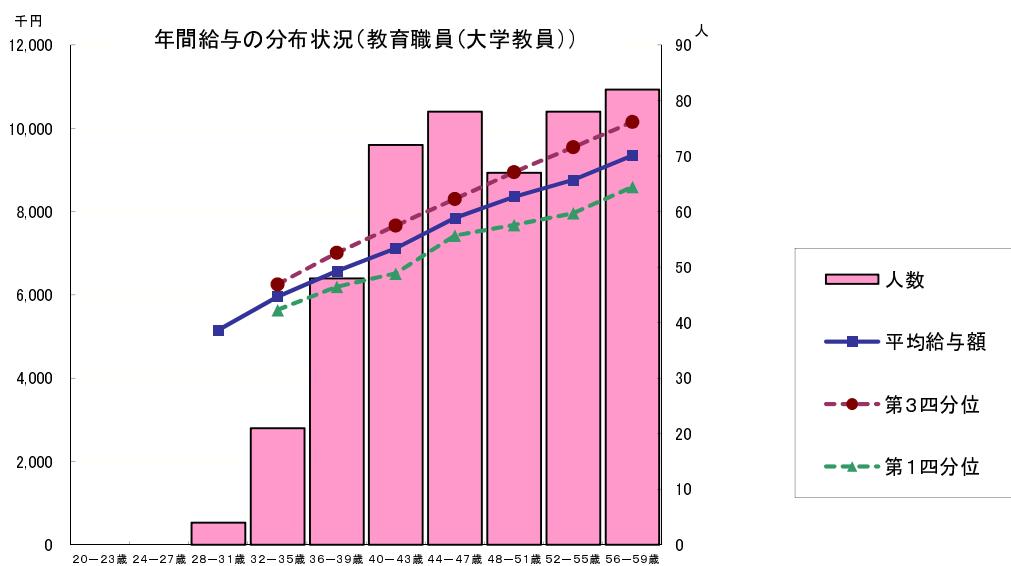
在外職員の各区分については、該当者がないため記載を省略

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]

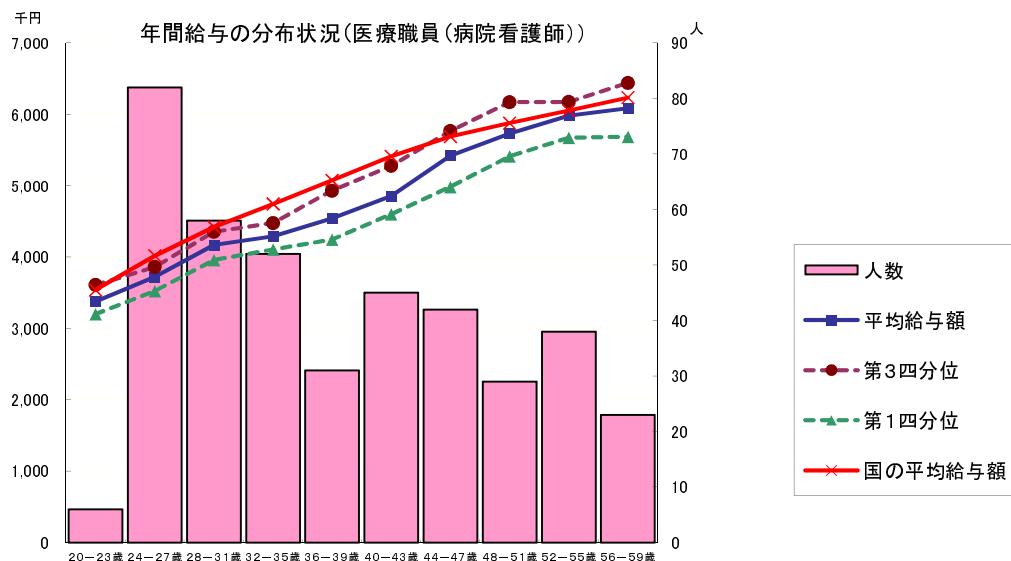


注1: ①の年間給与額は通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2: 年齢20-23の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注: 年齢28-31の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
代表的職位	人	歳	千円	千円
・部長	4	55.8	10,001	
・課長	10	53.8	7,911	8,749～7,356
・課長補佐	51	53.1	6,471	7,240～5,830
・係長	96	49.7	5,784	6,956～4,498
・主任	45	44.3	4,981	6,065～3,803
・係員	69	33.6	4,012	5,965～2,505

注: 部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の最高額及び最低額は表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
代表的職位	人	歳	千円	千円
・教授	187	56.2	9,679	11,609～7,592
・准教授	149	48.6	7,902	9,313～5,935
・講師	99	45.1	7,193	8,952～5,319
・助教	79	42.6	6,376	7,406～4,917

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
・看護部長	1	歳	千円	千円
・副看護部長	3	52.8	6,249	
・看護師長	21	52.6	6,320	6,704～5,458
・副看護師長	54	47.6	5,676	6,439～4,137
・看護師	327	35.8	4,422	6,186～3,174

注1: 看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は表示していない。

注2: 副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の最高額及び最低額は表示していない。

④賞与(平成28年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.1	% 57.6	% 57.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.9	% 42.4	% 42.7
	最高～最低	52.9～37.2	51.0～37.3	50.2～37.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 60.6	% 60.6	% 60.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.4	% 39.4	% 39.4
	最高～最低	42.4～35.8	44.9～35.9	42.2～35.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60	% 60.5	% 60.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40	% 39.5	% 39.8
	最高～最低	46.1～34.2	44.9～37.1	44.6～36.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 60.6	% 60.6	% 60.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.4	% 39.4	% 39.4
	最高～最低	46.4～34.8	44.9～31.7	45.0～35.6

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 60.3	% 60.4	% 60.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.7	% 39.6	% 39.7
	最高～最低	46.4～36.0	44.9～36.1	42.6～36.1

注:「医療職員(病院看護師)」における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していません。

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 79.3 ・年齢・地域勘案 87.4 ・年齢・学歴勘案 80.1 ・年齢・地域・学歴勘案 87.4 (参考)対他法人 90.9
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果) 【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合30.7%</p> <p>国からの財政支出額 10,031百万円、支出予算の総額 32,645百万円(平成28年度予算) 累積欠損額 0円(平成28年度決算)</p> <p>【検証結果】 高知大学の財政構造は、人件費を含めその多くを国からの財政支出に依存しており、支出予算の総額のおおよそ6割が人件費に充てられている。給与水準については、対国家公務員指数に示されているとおり低い数値となっており、適切であると考えられる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	人件費を含め国からの財政支出依存の軽減を図るために、自己収入の確保はもとより、外部資金の獲得に向けた取り組みを行いつつ、適正な人件費の管理に努める。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 93.8 ・年齢・地域勘案 97.2 ・年齢・学歴勘案 93.7 ・年齢・地域・学歴勘案 96.1 (参考)対他法人 92.5
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果) 【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合30.7%</p> <p>国からの財政支出額 10,031百万円、支出予算の総額 32,645百万円(平成28年度予算) 累積欠損額 0円(平成28年度決算)</p> <p>【検証結果】 高知大学の財政構造は、人件費を含めその多くを国からの財政支出に依存しており、支出予算の総額のおおよそ6割が人件費に充てられている。給与水準については、対国家公務員指数に示されているとおり低い数値となっており、適切であると考えられる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	人件費を含め国からの財政支出依存の軽減を図るために、自己収入の確保はもとより、外部資金の獲得に向けた取り組みを行いつつ、適正な人件費の管理に努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 89.2

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成28年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指標である。なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

4 モデル給与

【事務・技術職員】

- 22歳(大卒初任給、独身)
月額 178,200円 年間給与 2,894,000円
- 35歳(主任、配偶者・子1人)
月額 291,000円 年間給与 4,751,000円
- 45歳(係長、配偶者・子2人)
月額 355,300円 年間給与 5,797,000円

【教育職員(大学教員)】

- 27歳(助教(博士修了初任給)、独身)
月額 238,800円 年間給与 3,929,000円
- 35歳(講師、配偶者・子1人)
月額 347,700円 年間給与 5,754,000円
- 45歳(准教授、配偶者・子2人)
月額 447,800円 年間給与 7,408,000円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

高知大学では、昇給、昇格及び賞与(期末手当及び勤勉手当)のうち勤勉手当に人事評価制度に基づく評価結果を反映させている。また、月給制に比べて評価結果をより給与に反映させる仕組みとして平成26年度に導入した年俸制を適用する大学教員については、本給の改定及び業績給に人事評価制度に基づく評価結果を反映させており、今後も継続して実施する。

III 総人件費について

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 10,022,789	千円	千円	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 1,024,346	千円	千円	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 4,594,481	千円	千円	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 2,136,329	千円	千円	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 17,777,945	千円	千円	千円	千円	千円

注1：中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

注2：「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(18)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注3：「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上する。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減の要因

給与、報酬等支給総額は、国家公務員の俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直し及び賞与(勤勉手当)の支給月数の引き上げ等を参考とした本学の給与関係規則の改正等の影響により、対前年度比0.7%の増加となった。

最広義人件費は、前年度に比べ再雇用職員等の雇用減による非常勤役職員等給与が0.5%減少しているが、退職手当支給額が71.4%増加、給与、報酬等支給総額が0.7%増加、法定福利費等の負担率増による福利厚生費が3.9%増加したことにより、全体としては対前年度比3.2%の増加となった。

②退職手当支給額の要因の分析について

定年等による退職者の増加により、対前年度比71.4%の増加となった。

IV その他

特になし